

秋田県条例第十九号

秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

秋田県看護職員修学資金貸与条例（昭和三十七年秋田県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。
第一条の二第一号(一)から(三)までの規定中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。